

令和7年税制改正について

所得税

(1) 基礎控除の引き上げと基礎控除額の特例の創設

令和7年分の所得税から適用

- ① 物価動向を勘案し最高48万円から最高58万円に引き上げられました。
- ② 低所得者層の税負担への配慮として、控除額を37万円上乘せし、所得税の非課税枠が160万円になりました。
- ③ 中所得者層の税負担軽減のため、令和7・8年の措置として控除額を3段階で上乘せされ所得税が軽減されます。

*住民税は43万円で改正なし

【基礎控除額（改正された範囲）】

合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額 (注3))		基礎控除額		改正前
		改正後 (注1)		
		令和7・8年分	令和9年分以後	
132 万円以下 (200 万 3,999 円以下)		95 万円 (注2)		48 万円
132 万円超 (200 万 3,999 円超)	336 万円以下 (475 万 1,999 円以下)	88 万円 (注2)	58 万円	
336 万円超 (475 万 1,999 円超)	489 万円以下 (665 万 5,556 円以下)	68 万円 (注2)		
489 万円超 (665 万円 5,556 円超)	655 万円以下 (850 万円以下)	63 万円 (注2)		
655 万円超 (850 万円超)	2,350 万円以下 (2,545 万円以下)	58 万円		

(注) 1 改正後の所得税法第86条の規定による基礎控除額58万円に、改正後の租税特別措置法第41条の16の2の規定による加算額を加算した額となります。

2 58万円にそれぞれ37万円、30万円、10万円、5万円を加算した金額となります。なお、この加算は、居住者についてのみ適用があります。

3 特定支出控除や所得金額調整控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。

4 合計所得金額2,350万円超の場合の基礎控除額に改正はありません。

(2) 給与所得控除の引き上げ

令和7年分の所得税から、給与所得控除の最低限が55万円から65万円に引き上げられました。

【給与所得控除額（改正された範囲）】

給与の収入金額	給与所得控除額	
	改正後	改正前
162万5,000円以下	65万円	55万円
162万5,000円超 180万円以下		その収入金額×40%－10万円
180万円超 190万円以下		その収入金額×30%＋8万円

(3) 特定親族特別控除の導入

令和 7 年分の所得税から、19 歳以上 23 歳未満の扶養親族の年収要件が 150 万円まで引き上げられました。年収 150 万円を超えても 188 万円までは控除額が遡減されます。

【特定親族特別控除額】

特定親族の合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額 (注1))	特定親族特別控除額
58 万円超 85 万円以下 (123 万円超 150 万円以下)	63 万円
85 万円超 90 万円以下 (150 万円超 155 万円以下)	61 万円
90 万円超 95 万円以下 (155 万円超 160 万円以下)	51 万円
95 万円超 100 万円以下 (160 万円超 165 万円以下)	41 万円
100 万円超 105 万円以下 (165 万円超 170 万円以下)	31 万円
105 万円超 110 万円以下 (170 万円超 175 万円以下)	21 万円
110 万円超 115 万円以下 (175 万円超 180 万円以下)	11 万円
115 万円超 120 万円以下 (180 万円超 185 万円以下)	6 万円
120 万円超 123 万円以下 (185 万円超 188 万円以下)	3 万円

(注) 特定支出控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。

(4) 各所得控除の引き上げ

基礎控除額の引き上げに伴いその他の人的控除も対象者の所得要件が 10 万円ずつひきあげられます。

【所得要件】

扶養親族等の区分	所得要件 (注1) (収入が給与だけの場合の収入金額 (注2))	
	改正後	改正前
扶養親族 同一生計配偶者 ひとり親の生計を一にする子	58 万円以下 (123 万円以下)	48 万円以下 (103 万円以下)
配偶者特別控除の対象となる配偶者	58 万円超 133 万円以下 (123 万円超 201 万 5,999 円以下)	48 万円超 133 万円以下 (103 万円超 201 万 5,999 円以下)
勤労学生	85 万円以下 (150 万円以下)	75 万円以下 (130 万円以下)

(注) 1 合計所得金額 (ひとり親の生計を一にする子については総所得金額等の合計額) の要件をいいます。

2 特定支出控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。

*留意点

・年収が約 106 万円以上となり次の要件をすべて満たしている場合、社会保険の加入義務が生じます。

- ① 従業員が 51 人以上の会社に勤務している
- ② 所定労働時間が週 20 時間以上、30 時間未満
- ③ 2 か月を超えて働く予定
- ④ 学生でない

・130 万円の壁

年収 130 万円以上になると、会社の規模にかかわらず、原則として自身で国民年金、国民健康保険へ加入する義務があります。

*社会保険について、詳しいことは専門家に聞いてください

(5)子育て世帯等に対する住宅ローン控除の拡充[令和7年限りの措置]

現下の急激な住宅価格の上昇等の状況を踏まえ、子育て世帯及び若者夫婦世帯における借入限度額について、子育て支援の観点からの上乗せを行います。

新築住宅の床面積要件について合計所得金額 1,000 万円以下の者に限り 40m²に緩和します。

改正前

(令和7年入居)

新築・買取再販住宅	認定	ZEH	省エネ
借入限度額	4,500万円	3,500万円	3,000万円

改正後

(令和7年入居に限る)

新築・買取再販住宅		認定	ZEH	省エネ
借入限度額	子育て世帯等	5,000万円	4,500万円	4,000万円
	それ以外	4,500万円	3,500万円	3,000万円

(注) 子育て世帯等: 18 歳以下の扶養親族を有する者又は自身もしくは配偶者のいずれかが 39 歳以下の者。

(その他)

子育て世帯等に対する住宅リフォーム税制の拡充[令和7年限りの措置として対応]

子育て世帯に対する生命保険料控除の拡充[令和8年限りの措置として対応]

資産税

(1) 相続税・贈与税の特別措置の延長・見直し

- ① 直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置の適用期限が2年延長され、令和9年3月31日までの贈与に適用されます。
- ② 非上場株式等に係る贈与税の納税猶予の特例制度における役員就任要件について、贈与の直前において(現行;贈与の日まで引き続き3年以上)特例認定贈与承継会社の役員等であることに見直されました。
- ③ 個人の事業用資産に係る贈与税の納税猶予制度における事業従事要件について、贈与の直前において(現行;贈与の日まで引き続き3年以上)特定事業用資産に係る事業に従事していたこととなりました。

(2) 相続登記の登録免許税の免除の特例延長

相続に係る所有権の移転登記等に対する登録免許税の免税措置の適用期限が、令和9年3月31日まで延長されました。

(3) 先端設備導入による固定資産税特例の見直し

- ① 生産性向上や賃上げの促進を図ることを目的とした固定資産税の特例措置の適用期限が令和9年3月31日まで延長されました。
- ② 対象資産が「雇用者給与等支給額の引き上げの方針を位置づけた計画」に基づき取得する資産に限定されました。

法人税

(1) 中小企業の法人税軽減税率の特例の延長

次の見直しが行われたうえ、その適用期限が2年延長（令和9年3月31日以前に開始する事業年度まで）されました。

- ① 所得の金額が年10億円を超える事業年度について、所得の金額のうち年800万円以下の金額に適用される税率が17%（現行15%）に引き上げられます。
- ② 適用対象法人の範囲からグループ通算制度の適用を受けている法人が除外されます。

(2) 防衛特別法人税の創設

防衛費増額の財源の一部として、当分の間、法人税額の4%相当の付加税として防衛特別法人税が創設されました。

令和8年4月1日以後に開始する事業年度から適用されます。（中間申告は令和9年度から）

防衛特別法人税 = (*基準法人税額 - 基礎控除額年500万円) × 税率4%

*基準法人税額は、所得税額控除、外国税額控除前の額

(3) 3

(3) 中小企業経営強化税制の拡充

① 中小企業経営強化税制の各要件の見直しが行われた上で、C類型を廃止し、適用期限が令和9年3月31日まで2年延長されました。

② 売上高100億円を目指す中小企業の拡充措置が創設されました。

(3)

改正概要 【適用期限：令和8年度末(2026年度末)まで】

類型	要件	確認者	対象設備	その他要件
生産性向上設備 (A類型)	生産性*が旧モデル比平均1%以上向上する設備 ※ 単位時間当たり生産量、歩留まり率、投入コスト削減率のいずれか	工業会等	機械装置（160万円以上） 工具（30万円以上） （A類型の場合、測定工具又は検査工具に限る）	・生産等設備を構成するもの ※ 事務用器具備品・本店・寄宿舍等に係る建物付属設備、福利厚生施設に係るものは該当しない。 ・国内への投資であること ・中古資産・貸付資産でないこと等
収益力強化設備 (B類型)	投資利益率*が年平均7%以上の投資計画に係る設備 ※ 計算に使う期間は、投資設備中の最長の減価償却期間に合わせる		器具備品（30万円以上） 建物附属設備（60万円以上）	
経営資源集約化設備 (D類型)	修正ROAまたは有形固定資産回転率が一定割合以上の投資計画に係る設備	経済産業局	ソフトウェア（70万円以上） （A類型の場合、設備の稼働状況等に係る情報収集機能及び分析・指示機能を有するものに限る）	
経営規模拡大設備 (B類型の拡充)	● 投資利益率が年平均7%以上 ● 売上高100億円超を目指すロードマップの作成 ● 売上高成長率年平均10%以上を目指す ● 前年度売上高10億円超90億円未満 ● 最低投資額1億円 OR 前年度売上高5%以上 ● 貸上げ率2.5% OR 5.0%以上 等 ※ 拡充措置の認定を受けた法人は、投資計画の期間中は中小企業投資促進税制と少額減価償却資産の特例の適用不可。		機械装置（160万円以上） 工具（30万円以上） 器具備品（30万円以上） ソフトウェア（70万円以上） 建物及びその附属設備（1,000万円以上） （生産性向上に資する設備の導入に伴って新增設される建物及びその附属設備に限る） ※ 税制対象の設備投資総額の上限は、60億円	

※ 1 発電用の機械装置、建物、建物附属設備については、発電量のうち、販売を行うことが見込まれる電気の量が占める割合が2分の1を超える発電設備等を除く。また、発電設備等について税制措置を適用する場合は、経営力向上計画の認定申請時に報告書を提出する必要がある。
※ 2 医療保健業を行う事業者が取得又は製作をする器具備品（医療機器に限る）、建物、建物附属設備を除く。
※ 3 ソフトウェアについては、複写して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用OSのうち一定のものなどを除く。
※ 4 コインランドリー業（主要な事業であるものを除く。）の用に供する資産でその管理のおおむね全部を他の者に委託するもの又は増号資産マイニングの用に供する資産を除く。

(4)中小企業投資促進税制の延長

中小企業者が機械装置等導入の際、取得価額の 30%の特別償却または 7%の税額控除（資本金 3 0 0 0 万円超 1 億円以下の法人については税額控除の適用なし）を選択適用できる中小企業投資促進税制が 2 年延長されました。

令和 9 年 3 月 3 1 日までの間に事業の用に供した資産に適用されます。